

別表第1 建築士事務所登録申請書の添付書類(第5条第1項関係)

添付書類	摘要	新規		更新	
		個人	法人	個人	法人
登録申請者関係					
登録申請者としての権限を有することを証する書類	※登録申請者が法人の代表者でない場合 ・登録申請者が建築士事務所の登録申請者及び開設者としての権限を有する(若しくは委任されている)ことを証する書類		○		○
事務所関係					
事務所の付近見取図	・方位、道路及び目標となる地物を明示したもの	○	○	○	○
事務所の所在地を証する書類	※事務所の所在地が登録申請者(個人)の住所と同じ場合 ・運転免許証の写し、健康保険被保険者証の写し、住民票(マイナンバー(*)を記載していないもの)、など ※事務所の所在地が登録申請者の住所(個人)又は所在地(法人)と異なる場合 [自己所有の場合] ・不動産登記事項証明書(建物)、など [賃貸借の場合] ・賃貸借契約書の写し、など [その他の場合] ・その他事務所の所在地を証する書類	○		○	
事務所の写真					
①外部	・事務所の外観を写したもの	○	○	○	○
②内部	・事務所の内観を写したもの	○	○	○	○
③標識	・建築士事務所としての必要な装備を写したもの ・事務所外部の写真で、掲示位置がわかるもの ・標識を写したもの			○	○
管理建築士関係					
管理建築士が岩手県指定講習を受講したことを証する書類	・登録申請日前1年以内に岩手県指定講習を受講したことを証する書面の写し	○	○	○	○

(備考)

*1 マイナンバー

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5号に規定する個人番号のこと。